



◆ 英EU離脱～来週中の英国議会の採決に委ねられる～



【正式離脱日は延期】

EU（欧州連合）は英国の離脱期日延期を“一応は”合意したものの、今後の行方は実質的には『**英国議会の離脱協定案採決**』に委ねられることとなりました。英国は採決を『**来週中**』に行う必要があり、その結果次第でどのような形での離脱となるか、その方向性が決まることとなります。

【EUは離脱期日延期を“一応は”合意】

英国を除くEU加盟国27カ国の首脳は、2019年3月21日（現地時間）に開催したEU首脳会議で、英国のEUからの離脱期日延期を条件付で合意しました。

もし英国議会（下院）が「来週中に離脱協定案を承認」すれば、5月22日までの離脱期日延期が認められ、離脱後には「最長2年の移行期間」が設けられます。

しかし、英国議会が「反対」した場合、英国は4月12日までに合意なき離脱か、新たな計画を示すかを選ぶ必要があります。今回、英国メイ首相は6月末までの延期を求めていたことから、EU側の判断は英国にとって厳しいものとなりました。

【3度目の正直で離脱協定案を可決できるか】

英国議会は英国政府とEUが合意した離脱協定案に対し、既に2回「圧倒的多数で反対」しています。

もし来週中の採決でも「反対」となった場合には、英国に残される選択肢は「合意なき離脱」か「離脱期日を長期間延期」のいずれかに実質的に絞られるものと見られます。

「合意なき離脱」となれば、英国はEU側と何の取り決めもないまま、いきなり離脱することとなり、大きな混乱が生じるものと予想されます。

一方「離脱期日を長期間延期」となった場合、英国は今年5月23日～5月26日に行われる欧州議会選挙に参加しなければならず、EUからの離脱が形骸化する可能性も出てきます。

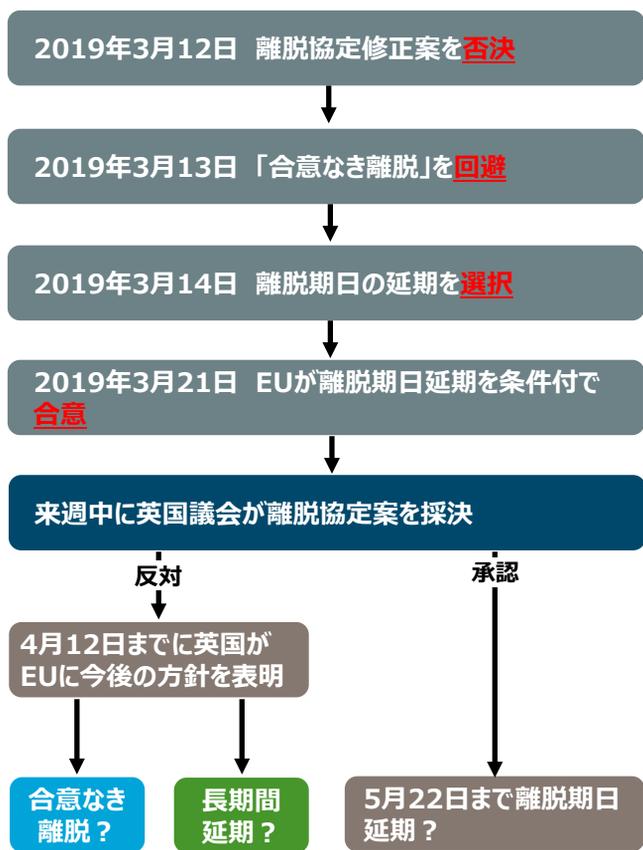
【依然混沌とした状態が続く】

メイ首相の手腕に対する不信感も強まっており、英国議会の中には内閣不信任案の提出を検討するような声も聞かれます。

また、英国議会のウェブサイトにはEUからの離脱撤回を求める嘆願書に多数の署名が集まっているとの報道もあります。

いずれにせよ、英国は厳しい状況に置かれていることに変わりはありません。混沌とした状態が続くものと考えられます。

【今後想定される流れ】



出所：各種資料を基にドイチェ・アセット・マネジメント(株)が作成
※ データは記載時点のものであり、将来の傾向及び数値等を保証もしくは示唆するものではありません。

ご留意事項

●投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とし投資元本が保証されていないため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により投資一単位当たりの価値が変動します。したがってお客様のご投資された金額を下回ることもあります。

また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご購入に際しては、事前に最新の投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面の内容をご確認の上、ご自身で判断して下さい。

●投資信託に係る費用について

【お申込みいただくお客様には以下の費用をご負担いただきます。】

- 購入時に直接ご負担いただく費用・・・購入時手数料 上限3.78%（税抜3.50%）
- 換金時に直接ご負担いただく費用・・・信託財産留保額 上限0.5%
- 投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用・・・運用管理費用（信託報酬） 上限2.0304%（税抜1.88%）
- その他費用・・・上記以外に保有期間等に応じてご負担いただく費用があります。
投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等でご確認下さい。

«ご注意»

上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、ドイツ・アセット・マネジメント株式会社が運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しております。投資信託の運用による損益は、すべて受益者に帰属します。投資信託は、金融機関の預貯金と異なり、元本及び利息の保証はありません。投資信託は、預金または保険契約ではないため、預金保険及び保険契約者保護機構の保護の対象にはなりません。登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご購入に際しては、事前に最新の投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面の内容をご確認の上、ご自身で判断して下さい。

なお、当社では投資信託の直接の販売は行っておりませんので、実際のお申込みにあたっては、各投資信託取扱いの販売会社にお問合せ下さい。

ドイツ・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第359号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人投資信託協会、

一般社団法人日本投資顧問業協会、

一般社団法人第二種金融商品取引業協会